

愛知県感染症予防計画の評価について

1 経緯

2022 年 12 月に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき感染症予防計画を改定し、2024 年 3 月 18 日に改定愛知県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を公表した。

また、改正感染症法第 10 条の 2 に基づき、2023 年 6 月に愛知県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置した。連携協議会の設置要綱には、連携協議会において予防計画の実施状況の確認をすることが規定されており、また、予防計画にも、連携協議会において予防計画の進捗確認をすることが記載されている。

愛知県感染症予防計画

第 1 愛知県感染症予防計画の基本理念

3 感染症の予防及び対策の推進の基本的な方向

（2）事前対応型行政の構築及び予防計画の推進体制
（略）

また、県は、（略）愛知県感染症対策連携協議会を通じ、予防計画について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より（略）感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって P D C A サイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

2 評価方法について

- ・ 予防計画の項目ごとの取組状況等に対して評価調書を作成【資料 1－2】
- ・ 目標値に対する達成状況については、別に評価調書を作成【資料 1－3】
- ・ 下表の基準により判定を行い、判定に対しての理由を記載し今後の取組方針を決定。

○ 予防計画の項目に対する判定基準

判定区分	判定基準
○	全体的に順調
△	一部に努力を要する
×	全体的に努力を要する

※当該年度に評価しない場合は「－」とする。

○ 目標値に対する判定基準

判定区分	判定基準
A	達成率 90%以上
B	達成率 80%以上 90%未満
C	達成率 60%以上 80%未満
D	達成率 60%未満